

○寒川町ごみ指定袋等広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、寒川町ごみ指定袋等（以下「指定袋」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第2条 指定袋に広告を掲載することができる者、広告の内容及びデザインは、寒川町広告掲載要綱(令和3年4月1日施行)第3条及び寒川町広告掲載基準(令和4年6月1日施行)の規定に準ずるものとする。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は、指定袋の種類に応じて別表のとおりとする。

(広告の掲載位置)

第4条 広告は、指定袋の個袋及び外袋に掲載するものとし、その位置は、町長が指定する。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、広報さむかわ及び寒川町ホームページ等により公募する。

(広告の掲載申込み及び決定)

第6条 広告の掲載を申し込もうとする者(以下「申込者」という。)は、寒川町ごみ指定袋等広告掲載申込書(第1号様式)に、次に掲げる書類(申込者が広告代理業を行う者であるときは、当該申込者に係る第1号及び第3号に掲げる書類並びに当該申込者に申込みの代理を依頼した者に係る次に掲げる書類)を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 会社案内パンフレット等の事業内容、社歴等がわかる書類

(2) 資格、免許等を必要とする業種については、資格証又は免許証の写し等の書類

(3) 法人にあっては納期限の到来している直近の、個人にあっては当該年度の市区町村民税の納税証明書又は領収書の写し

2 前項に規定する申込書に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

3 町長は、第1項の規定による申込みがあった場合において、広告を掲載するときはその旨を、広告を掲載しないときはその旨及び理由を寒川町ごみ指定袋等広告掲載決定書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

(広告の原稿作成及び提出)

第7条 広告の原稿は、前条第3項の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)の負担により作成し、町長が指定する期日までに、完成版下原稿で提出するものとする。

(広告の責任)

第8条 掲載された広告の内容等に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、町長が指定する期日までに、一括して広告掲載料を支払わなければならない。

(広告掲載の取消し)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主(当該広告主に申込みの代理を依頼した者を含む。)又は広告の内容が第2条の規定に違反すると認められるとき。

(2) 広告主が、第7条の規定に違反して町長が指定する期日までに原稿を提出しないとき。

2 町長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第 11 条 既に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、当該広告掲載料を還付することができる。

2 前項ただし書の規定による広告掲載料の還付を受けようとする者は、寒川町ごみ指定袋等広告掲載料還付請求書（第 3 号様式）に寒川町ごみ指定袋等広告掲載決定書（第 2 号様式）を添えて町長に請求しなければならない。

附 則

この要領は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 6 月 21 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

区 分	広告の 掲載場所	広告の規格		広告掲載料	印刷色
		個袋	外袋		
ごみ指定袋 (大・35ℓ相当・20枚入り)	個袋及び外袋	150mm×280mm	100mm×210mm	200,000円	緑色
	個袋のみ	150mm×280mm		180,000円	
ごみ指定袋 (中・20ℓ相当・25枚入り)	個袋及び外袋	120mm×250mm	170mm×180mm	70,000円	青色
	個袋のみ	120mm×250mm		50,000円	
ごみ指定袋 (小・10ℓ相当・30枚入り)	個袋及び外袋	100mm×200mm	150mm×150mm	70,000円	赤色
	個袋のみ	100mm×200mm		50,000円	
プラスチック製容器包装指定袋 (45ℓ相当・20枚入り・2枠有り)	個袋及び外袋	200mm×260mm	185mm×190mm	100,000円	橙色
	個袋のみ	200mm×260mm		90,000円	

※プラスチック製容器包装指定袋は、広告掲載場所は 2 枠あるので、広告の規格並びに広告掲載料は 1 枠分のものです。

第 1 号様式(第 6 条関係)

[別紙参照]

第 2 号様式(第 6 条、第 11 条関係)

[別紙参照]

第 3 号様式(第 11 条関係)

[別紙参照]